

# 食の自立支援サービス事業

うるま市では、在宅で生活する虚弱な高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を、一定期間ご自宅までお届け（提供）を行うことで、高齢者の食生活の改善を図るとともに、安否の確認を行っています。

## 1. サービス内容

- ・ 栄養バランスのとれた食事を自宅に配達
- ・ 安否確認

## 2. 対象者

- ・ 市内に居住する65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- ・ 心身の機能低下、傷病等の理由により、調理が困難な方
- ・ 退院直後で医師の指示により治療食が必要な方
- ・ 低栄養の状態にあり、栄養管理が必要な方

## 3. 料金（自己負担金）

- ・ 1食あたり400円（課税世帯：500円）

## 4. 配達の実施

- ・ 週5回を限度に、昼食および夕食を配達

## 5. サービス利用の流れ

### ①申し込み

うるま市役所 介護長寿課へお越しください。

※担当ケアマネージャー（または地域包括支援センター）を経由し、申請書類を提出することも可能です。



### ②訪問調査

地地域包括支援センター職員が相談・調査のため訪問します。

【提出書類】 \*書類内に押印箇所があります。印鑑をご準備ください。

① 申請書 ② 相談受付票

③ 基本チェックリスト（もしくは居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画）



### ③利用判定

介護長寿課で利用可否を判定します。その後、結果を通知します。



### ④利用開始

栄養バランスのとれた食事を配達し、安否確認を行います。



### ⑤お支払い

配食事業者へ、自己負担金を支払います。

裏面をご覧ください。

## ～ご利用にあたって～

- この配食サービスは、「食の自立」を目指しています。

配食により食生活の改善を図り、体調が回復した後は、サービスを利用する前のように食事の確保（調理ができる、ご家族の支援など）が行えるよう務めていただきますようお願いいたします。また利用者の自立に向けて、ご家族のご協力とサポートをお願いいたします。

- 普通食の他に、糖尿病食・透析食・腎臓食などの特別食や、刻み食など食形態の希望がありましたら、申請時にご相談ください。

（※食物アレルギーも含む）

- 健康状態や安否の確認のため、手渡しでの受け取りをお願いいたします。

- お食事は、配達後すぐにお召し上がりください。

- 食器は、洗って返却をお願いいたします。（衛生管理のため、そして自力で行えることを維持するためにも、利用者の皆様のご協力をお願いいたします）

- 申請内容等の変更・中止について

住所変更（市内転居）や利用回数など内容の変更が生じる場合、また入院等によりサービス利用を中止する場合は、市介護長寿課へご連絡ください。

（利用内容の変更・中止の手続きが必要です。）